

## 疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 3月 8日

照会部署名 荒川年金事務所適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター(厚生年金適用調査課長) 小山 和憲

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

川畠 家則

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—035

本部受付番号 No. 2011-163

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

現物給与(住宅)について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険・厚生年金保険適用業務処理マニュアルⅡ-1-5

(内容)

既に事業主から社宅を提供されている従業員Aが、同事業所で働く従業員Bと結婚し社宅に同居する場合(退職はしない)、現物給与の報酬は今までどおり従業員Aに算入するのか、それともAとBに1/2ずつ算入するのか照会いたします。

当所としては、現物給与の報酬は今までどおり従業員Aに算入すると考えます。

(ブロック本部回答)

健康保険法及び厚生年金保険法は、個々の被保険者の受ける報酬及び賞与に応じて保険料の算定を行い、また、一部の保険給付については報酬に応じた額を現金給付することとしています。

そのため、適用事業所から2人以上の被保険者に対して一つの社宅が提供された場合については、その2人以上が夫婦または家族であっても標準価格に基づいて通貨に換算して個々の報酬に算入します。

(例1) 住宅の現物価額換算が5万円、Aが2万円を負担しBの負担が0円の場合の報酬額。

$$A : 5\text{万円} - 2\text{万円} = 3\text{万円}$$

$$B : 5\text{万円}$$

(例2) AとBがそれぞれ1万円を負担している場合の報酬額。

$$A : 5\text{万円} - 1\text{万円} = 4\text{万円}$$

$$B : 5\text{万円} - 1\text{万円} = 4\text{万円}$$

当ブロック本部としては、(例2)の場合は社宅が一つだから5万円を人数で割ってA : 2万5千円 - 1万円 = 1万5千円、B : 2万5千円 - 1万円 = 1万5千円という計算や一つの社宅に対するAとBの負担する合計額が2万円であることから、それぞれ5万円 - 2万円と計算しA : 3万円、B : 3万円とする計算にならないと考えますが、当ブロック本部の見解で差し支えないか機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年3月15日

回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉礼三

(本部回答)

健康保険法第46条及び厚生年金保険法第25条において、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって厚生労働大臣が定める。」とされており、平成21年3月31日厚生労働省告示第231号によって住宅で支払われる報酬等に関しては一人一月当たりの住宅の利益の額を定めている。従って、事業所から住宅の提供を受けている者の報酬に当該告示により示された標準価額を上乗せする取扱いとなる。

ご照会の件に関しては、二人で利用する住宅であってもその住宅が元々「A」に対して提供されており、今後も引き続き「A」に対して提供されているものであると考えられることから、Aの報酬に標準価額を上乗せすればよく、Bについては標準価額を上乗せする必要はない。

回答日 平成23年3月31日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 柿崎 光政  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○					
機構 L A N 掲載	相談 センタ	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載